

令和6年度（2024年度）第2回東海市子どものいじめ防止等対策委員会 会議録

- 1 日 時 令和7年（2025年）1月22日（水）
午後2時から3時
- 2 場 所 市役所302会議室
- 3 出席者 社会福祉協議会事務局長兼地域福祉課長 宝達 真志
主任児童委員 菊本 裕也
知多福祉相談センター 主任 蛭川 充
日本福祉大学 教育・心理学部教授 鈴木 庸裕
県スクールカウンセラー 鎌田 陽世
東海市立緑陽小学校長 廣田 雅明
東海市立加木屋中学校長 富田 高生
東海市立平洲中学校 主任養護教諭 早川 悦子
東海市人権擁護委員 小出 靖晃
- 4 傍聴者 なし
- 5 事務局参加者
東海市教育委員会 教育長 鈴木 俊二
教育部長 小島 久和
学校教育課長 桜井 正志
学校教育課 主任指導主事 明壁 啓純
" 指導主事 高橋 民子
" 統括主任 永田 紀子
" 教育相談員 坂口 栄子
青少年育成センター主幹 青井 勇佑

6 会 議

- (1) 教育長あいさつ
(2) 委員長あいさつ
(3) 協 議

① 今年度の取組について

ア 取組の概要について（指導主事より資料に基づいて報告）

○年度当初の計画どおりに行うことができた。

○「東海市子どものいじめ防止サミット」の立ち上げから9年目となり、今年度は、第1回を対面形式で行い、第2回をオンライン形式で実施する予定である。第1回では、各校の代表が、自校の取組状況の報告をしたり、他校の取組に対する質問をしたり、東海市全体として取り組みたいことについて意見を交流した。次年度に向けて自校の取組を振り返るとともに、

継続していじめ防止活動に取り組んでいく。また、サミットの提言を受け、生徒指導部会ではいじめ防止の力を育むための「いじめ未然防止プログラム」の検証授業を行った。

イ いじめの状況について（指導主事より資料に基づいて報告）

○4月～12月までの認知件数は、今年度、小学校では157件、中学校では85件であった。解消率は小学校では97.5%、中学校では94.1%となっている。

○小・中学校ともに解消率は昨年度同様高く、積極的に認知をし、いじめの解消に向けて確実に指導が行われていることが分かる。認知することがいじめ対策のスタートであるという視点をもって、今後も積極的にいじめを認知することで早期対応を確実にいき、いじめの芽を摘み取れるようにしたい。

また、組織的に対応できるように全教職員で情報を共有し、安心して登校できる環境を整えたり、継続して見守る体制を整えたり、日頃の学校生活や授業等において、相手を思いやる気持ちを育ていけるような教育活動を更に推進していく必要がある。

② 今年度の取組の成果と課題について

ア 成果について

○日常の教育活動において、ささいなことでも見逃さないという意識が、教員はもとより児童・生徒にも高まってきている。いじめの認知件数に加え、解消率が小・中学校ともに高いまま維持できているのは、その現れとして捉えられる

○いじめが発見された場合は、担任だけで抱えるのではなく、学年や学校全体の組織で情報共有し、チームで対応できている。

○サミットの提言による「いじめ未然防止プログラム」が各校で実施され、子どもがいじめ防止の力を育む授業が計画的に実施されている。

イ 課題について

○いじめの認知件数の学校間の差については、捉え方に若干の相違があることや学校規模による差も考えられる。今後も、いじめを認知することが目的ではなく、ささいないじめを見逃さないために積極的に認知を行うという教職員の共通理解を促す必要がある（いじめ及びいじめ解消の定義の理解の浸透を着実に行う）。また、いじめが発見された場合は、チームとして速やかに対応できるように、早期解消に向けて指導体制を整え、児童生徒が安心して通える環境づくりに努める必要がある。

○LINE等SNSを使ったいじめに対する児童生徒・保護者の意識向上のため、情報モラル教育を毎年継続して実施し、一層の充実を図るとともに、

教員の未然防止を推進する力や対応力を高めていく必要がある。

- 居場所づくりや絆づくり、安全・安心を感じられる学級、自己肯定感をもつことができる学年・学級など、いじめを生まない集団づくりのための魅力ある学校づくりに努め、児童生徒一人一人が学校に居場所があることを感じられるような取組を継続する。
- 「子どものいじめ防止サミット」での取組をもとに、今後も全市、全校でいじめ防止のための取組を継続する。

③ 主な意見

- 生徒においては、いじめは悪いことという認識や知識は十分にもっているがいじめの根絶に至っていない。事後の指導についても迅速に取り組んでいるが、保護者の中には生徒への指導についてご理解いただけない場合もある。
- 昭和の時代のいじめの定義は「学校が認めたもの」、平成の時代のいじめは「子ども自身が精神的な苦痛を感じるもの」、令和の時代のいじめ問題で大切にしなければならないのは、「子どもたちとの対話」や「保護者と共に解決に向けて一緒に考えていくこと」ではないかと考える。
- いじめ推進法のポイントは、学校教育の中でいじめの内容や現象ではなく児童生徒の精神的な苦痛や辛さを判断することではないかと考える。
- 学校のいじめは、精神的な苦痛という点に力点が置かれるべきである。
- 児童生徒の精神的な苦痛の実態や現状を確認する必要がある。
- 「物を隠された」「無視された」「睨まれた」などの行為をみて、いじめかどうかを判断するのは刑法の視点である。教育の視点は、児童生徒のメンタル面や精神面に力点をおくべきである。
- 児童生徒が教員に訴えてきた時には、いじめの中身ではなく、その背景に目を向けていく必要がある。
- いじめの問題を担任だけに任せるのではなく、多くの教員や保護者が協力し合いながら解決に向けて取り組んでいくことが大切である。そして、周りの児童生徒が気付いているはずである。教員は、多くの児童生徒との対話やコミュニケーションの数を増やしていくことが大切ではないかと考える。
- 小中学校時代にいじめを受けた場合、卒業後も精神的な辛さが消えず、高校に通えなくなったり、中退したりするケースもある。卒業後、どのような状況にあるのかを把握できるとよいのではないかと考える。
- 児童生徒のSNSの問題は、保護者も非常に把握しにくい状況にある。その中で学校の教員が介入することは難しく、教育現場は大変な思いをしている。保護者や学校は、児童生徒に携帯電話の使う時の正しいマナーを指導していくことしかできない。

- 資料から9月10月にいじめが発覚することが多いと感じる。それがいつから始まっているのかは分からない部分もあるが、人間関係がゼロのところからいじめは起こらないと考える。少し顔見知りになってきたところからいじめの芽が出てきて秋頃にいじめが大きくなり表面化してくるのではないかと。時期的な部分にも敏感になっていく必要がある。
- 生徒が朝登校してから帰るときまで、しっかり生徒の表情や様子を多くの教職員で観察し、変化を見逃さないことが大切である。
- いじめの問題が解決した後にも、被害生徒・加害生徒の双方に配慮していく必要がある。